

## 子をもつことと親になること ——「家族」についての現象学倫理学の試み——

小手川 正二郎<sup>1</sup>

### はじめに——「家族」の現象学<sup>2</sup>

現代は、家族のあり方が揺れている時代だといわれる<sup>3</sup>。晩婚化や少子化、不妊治療・代理出産・新型出生前診断等の技術の介入、子どもへの虐待などが取り沙汰される一方で、同性婚や同性カップルによる家族の多様なあり方が注目を浴びつつある。家族についての倫理的考察は、共同体主義やケアの倫理において既になされ<sup>4</sup>、自由な個人が家族をはじめとする特定の共同体においてのみ成立するということや、個人が親などのケアに依存して生きていかざるをえないということが強調されてきた。ところが、そもそも「子をもつこと」や「親になること」とはどのようなことであり、善き家族や善き親とはどのようなものなのか掘り下げて論じられることは少ない。本論は、レヴィナス『全体性と無限』の親子論を生物学上・戸籍上の「親であること」と子どもの真の「親となること」との相違を分析する「家族の現象学」の試みとして位置づけ<sup>5</sup>、その倫理的意義を再考することを試みる。

はじめに、本論に投げかけられうる以下の二つの疑念にあらかじめ答えておきたい。

---

<sup>1</sup> 小手川正二郎 (こてがわ しょうじろう)。國學院大學准教授。kotegawa [at] kokugakuin.ac.jp ([at]のところは@)。

<sup>2</sup> レヴィナスの著作から引用には、以下の略号を用い、拙訳を提示した。

**Emmanuel Levinas** *TI: Totalité et Infini*, Den Haag: Martinus Nijhoff, 1961, Livre de poche.

<sup>3</sup> 藤田尚志・宮野真生子編『家族——共に生きる形とは?』(愛・性・家族の哲学③)、ナカニシヤ出版、2016年の諸論考や「はじめに」を参照。

<sup>4</sup> 家族や家庭についての従来の議論の争点や、ケアの倫理と徳倫理の相違等については、品川哲彦『正義と境を接するもの——正義という原理とケアの倫理』、ナカニシヤ出版、2007年、とりわけ第7章および第10章を参照。

<sup>5</sup> 中真生はレヴィナスの生殖論の現代的意義を考察し続けてきた (Mao Naka, *The Otherness of Reproduction: Passivity and Control*, in: Nicholas Smith & Jonna Bornemark (ed.), *Phenomenology of Pregnancy*, Södertörn University Press, 2016)。また、レヴィナスの議論を臨床事例と関連づけ、「親になること」を論じた先駆的論考として、山口美和「親になるということ——E・レヴィナスの「顔」の概念を手がかりに」(臨床教育人間学会編『他者に臨む知』(『臨床教育人間学』第1巻)、世織書房、2004年所収)がある。山口は『全体性と無限』第三部の「顔」の議論に基づいて、「親になること」を「私は～ができる」という能力、能動性から引き剥がされた者として、裸で子どもと向き合うこと(234頁)と解釈するが、本論では「親になること」を考察する際、成人間の対話を範例とした「顔」の議論ではなく、『全体性と無限』第四部の親子論を直接参照する。

子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み (小手川正二郎)、  
『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33)

(1) 「子をもつこと」と「親になること」の記述から、家族の現象学を展開することは、家族の多様なあり方を(夫婦と子からなる)伝統的な家族像に縮減し、独身の人々、出産を選択しない・できない夫婦、LGBTカップルを周縁化してしまうのではないか。

この疑念については、次のように応答しうる。(a) 誰もが親になるわけではないが、誰もが特定の親から生まれた。この事実をいかに引き受けてきたか・引き受けうるか、そして親による養育(ないしその不在)によって自己がいかに形成されてきたかを現象学的観点から考察することは、家族と自己の繋がりを考える際に重要な意義をもつ。(b) 出産を選択しない・できない人々にとっても、「子をもつ」ということは(否定的な仕方であれ)重大な問題となりうる。そして「子をもつ」ことは実際に子をもつカップルにしか「体験」されえないにしても、この体験の記述を通じてそれ以外の人々にも理解・共有されうる<sup>6</sup>。

(2) なぜことさら「家族」を重要視するのか。例えばサンデルは<sup>7</sup>、同じ利益を求め愛情によって繋がっている親密な集団として家族を捉え、家族が利益の対立や、財の配分の際に求められる「正義」(公平性)の領域とは異なる領域に属し、正義より高尚な徳(愛情、寛容)によって構成されるとする。こうした見方に対しては、フェミニズムの立場から<sup>8</sup>、現代の家族をあまりに理想化し過ぎており、家族を正義の領域から除外することが、家庭内暴力(DV)や家族内での女性の一方的な自己犠牲の温床となってきたことを看過しているといった批判が寄せられてきた。現代において家族に着目すること自体が、家族を特権視するサンデルのような見方に与し、家族内の不平等を見過ごすことに繋がりがかねない。

こうした批判に対しては、次の二点を指摘しておきたい。(a) 現状では家父長的な家族が多いとしても、そのような家族を記述することは、家父長的な家族こそがあるべき家族であるといった規範的な主張を含意しない<sup>9</sup>。むしろ家族の現象学的な分析を通じて、われわれ

---

<sup>6</sup> 現象学の分析対象は、(a)「誰かの子どもとして(養育・教育され)生きる」という体験(親から産まれた存在としての自己)と、(b)「自分の子を産み育てる」という体験(子どもを産む存在としての自己)の二つに大別される——実際には両者は切り離しがたい側面も有する——が、本論ではもっぱら(b)に焦点をあてて議論を進める。二つの区別については、居永正宏「フェミニスト現象学における「産み」をめぐる——男性学的「産み」論の可能性」、『女性学研究』第22号、大阪府立大学女性学研究センター、2015年、109-111頁参照。

<sup>7</sup> マイケル・サンデル『リベラリズムと正義の限界』、菊池理夫訳、勁草書房、2009年。

<sup>8</sup> スーザン・モラー・オーキン『正義・ジェンダー・家族』、山根純佳・内藤準・久保田裕之訳、岩波書店、2013年、44-45頁。

<sup>9</sup> 家族の成立条件——どのような集団を「家族」と呼べるか——には、(1)血縁、(2)契約、(3)社会的承認といった三つの条件が考えられ、そのどれに重みをおくかは、家族の機能をいかなる点に見出すかによって変わってくる(奥田太郎「家族であるためには何が必要なのか——哲学的観点から考える——」、藤田尚志・宮野真生子編、前掲書所収、参照)。本論ではさしあたり、血縁関係・婚姻関係があり、社会的に承認されている「標準的」(とされる)家族を念頭において議論を進めるが、レヴィナスの分析はこうした標準的な家族観を問い直す可能性も孕んでいる。

子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み (小手川正二郎)、  
『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33)

が家族を理解する際に「無自覚に前提としていること」を明るみに出すことができるなら、よりよい家族のあり方を照らし出すことが可能となるはずだ——この点については後に問題となる。(b) 家族や家庭における女性や子どもの不平等的な処遇は問い直されねばならないとしても、家族や家庭に固有の役割——自律的な主体の形成・維持および個人や集団のアイデンティティの保存といった役割<sup>10</sup>——を考察することは、家族や家庭の存在意義を考えるだけでなく、それらに取って代わるものを構想するためにも必要不可欠である。

以下、レヴィナスの親子論に依拠しつつ、彼の分析から何が言えるかを、家族や親子関係について書かれた倫理学の諸成果と突き合わせつつ論じる。

## 1. 「子をもつこと」に内在的な価値はあるのか

『全体性と無限』第四部で、レヴィナスは「子を産むこと」を論じ、それを（子を産む）自我の変様の先にある「[自我という]基体を超越すること」(transsubstantiation, TI 304)として分析している。この分析は時として、「人間は子を産むものだ」とか、「人間は子孫を残さねばならない」などといった主張と混同されやすいが、当然ながらレヴィナスは、人間についての本質主義的主張や人は誰も子を産むべきといった規範的主張をしているわけではない<sup>11</sup>。レヴィナスによれば、親になることは、二重の仕方で「人間的」なあり方である。第一に、親になることは、パートナーとの関係を通じて、自らの可能性には含まれていなかった自己のあり方へと踏み込むことである。もっぱら自らの存在ないし幸福を気にかけるあり方から、自らとは切り離せないが自らの意のままにならないわが子のために生きるというあり方への根本的転換がなされうる。第二に、自分の子を産み育てることは、未来に生じうる、自分自身が直接対面しえない未来の世代の人々への倫理的係わりを可能にする。このような分析を通じて見えてくるのは、「子をもつことが、新たな生命が増える点で

<sup>10</sup> 拙著『甦るレヴィナス——『全体性と無限』読解』、水声社、2015年、第4章参照。Cf. Iris Marion Young, *House and Home: Feminist Variations on a Theme*, in: *On Female Body Experience. "Throwing Like a Girl" and Other Essays*, Oxford: Oxford University Press, 2005. 池田喬「道徳的主体性と環境依存性の問題」、仲正昌樹編『「倫理」における「主体」の問題』、御茶ノ水書房、2013年所収、参照。

<sup>11</sup> 実際レヴィナスは、自らのいう「子」(fils)が必ずしも生物学的な意味での子を表すのではないと注意を促している。「例えば、父と子の関係は厳密に生物学的な形で考えられてはなりません。父と子の関係は、生物学的には父と子でないような存在の間で存在しうるのです。父であることと子であることとは、他者がたんに私の出会う誰かであるのではなく、ある意味では私の自我の自我自体の延長であるということ、他者の諸可能性というのが私の諸可能性であるということである。他者に対する責任は、そこまで伸びていくのです」(Emmanuel Levinas *et al.*, *Le paradoxe de la moralité: Un entretien avec Emmanuel Levinas*, in: *Philosophie* n° 112, 2011, p. 22)。

子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み (小手川正二郎)、  
『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33)

よいのではなく、それ自体で価値を有している」、すなわち「子をもつことには「内在的な価値」がある」とする主張である<sup>12</sup>。

こうした主張のもつ意義を、現代の徳倫理学者ハーストハウスの議論を参照することでより明確にしたい<sup>13</sup>。出産や中絶をめぐる議論において、人はえてして (a) 生命の神聖さと (b) 価値の中立化の二者択一に陥りやすい。一方で、「生命の神聖さ」を主張する人々は、人間の生は、それが人間の生である限りで創造され、守られ、保持される価値がある、したがって出産は無条件によく、どんな中絶も許されないとする。これに対しては、人が欲するのは、(自分とは無関係な) 新たな人間の生一般でなく、「自分の子ども」であるという事実を挙げて、人が出産や中絶を問題とする際に依拠しているのは「生命一般の神聖さ」ではないと反論することができる。他方、「子どもをもつ」ことは、価値中立的であり、出産や中絶の選択はすべてカップルの自由に委ねられ、出産や中絶はカップルの幸せに寄与すればそれでよいとみなす人々もいる。この考えによれば、「子をもつ」ことは他のこと (カップルの幸福、国の将来) のためにのみ価値がある、つまり「外在的価値」しかもたないことになる。このような立場に対して、ハーストハウスは「子どもをもつ」ことに内在的な価値があると主張する。子どもを産まない・産めないカップルは数多くおり、彼らの人生は価値のないものでは断じてない。だからといって「子どもをもつ」ことが価値中立的であるとは言えない。子どもは健康や喜びや徳のようにそれ自体で価値あるものであり、その限りで「子をもつ」こともそれ自体で価値のあることだと言える。ところで、人が価値ある人生を送るために、価値あることすべてを達成する必要はない。子をもたないという選択をすることは、子を産み育てるのは異なる生き方を選択することであるが、価値ある生き方 A (NPO で働く) を選択しなかった生 B (大学で教える) が価値のない生き方になるわけではない。

このような主張をする際にハーストハウスは、「子をもつ」ということが、文字通り「子を (物理的・法的に) 持っている」ということだけでなく、「カップルで子どもをつくり、女性が子どもを産み、家族として皆が共に生きる」というプロセス全体を指すことに注意を促している。そして、子どもをもたないことを選択したカップルにしばしば向けられる「利己的だ」「責任感がない」「育てようとしらない」「人生について知らない」などといった非難に同意しないことは充分可能であるとしても、このような非難がどういったあり方に向けられているのかを見て取ることはできると言う。この非難は、「子どもをつくることを拒む」

<sup>12</sup> 拙著『甦るレヴィナス——『全体性と無限』読解』、水声社、2015年、269頁。

<sup>13</sup> Cf. Rosalind Hursthouse, *Beginning Lives*, Oxford: Blackwell, 1987, pp. 307-312.

子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み (小手川正二郎)、  
『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33)

こと自体が (誰かの命を救うことを拒むような形で) 利己的だったり責任感がなかったりすると言っているわけではない。親になる・自分たちの子どもをもつのを拒むことが、子どもの分別のない要求に従う準備ができていないこと、カップルが営んできた生活を生涯維持して運に委ねる点は何もないようにすることを示唆しうるのであり、こうした点が利己的だったり責任感がなかったり子どもっぽいと言われるのだ。この点については、「子をもつこと」や「親になること」がどのような生き方に巻き込まれることを意味するのかをめぐるレヴィナスの議論 (本稿第3節 (2) の議論) でより詳細に見ていきたい。

## 2. 「自分たちの子ども」をもつこと

先述したように、「子どもを欲する」ことは、自分とは異なる人間の生命一般や誰であれ次の世代のメンバーとなる者を欲することではなく、「自分の子どもを欲する」ことであると通常理解されている。「自分の子ども」をもつことを欲することなく、ただ単に子どもをもつ・つくることだけを目的とするということは (人身売買等の極端なケースを除いて) ありえない<sup>14</sup>。この「自分の」という表現は、生物学的な意味 (遺伝子レベルでの連続性) に縮減されない仕方で理解される必要がある。というのも夫に原因があって精子提供を受ける場合や養子縁組の場合でも、カップルや義父母は子どもを自分たちの子どもとして欲し、育てようとするであろうからだ<sup>15</sup>。

誰しもが「自分の子ども」をもとうとする。しかし、この「自分の」という語の解釈がしばしば子どもの処遇に様々な問題を引き起こす。子どもの虐待問題を扱う西澤哲は、2000年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」(「児童虐待防止法」)にも使われている「虐待」という言葉が、本来は「濫用」を意味する abuse の訳語であることに注目し、そこで問題となっているのがたんに親による子どもへの肉体的暴力だけでなく、親による子どもの私物化や濫用(「正しくない使い方、本来の目的とは異なった使い方」)であることを指摘している<sup>16</sup>。

<sup>14</sup> 代理出産の代理母の立場から、このことを再考する余地はある。

<sup>15</sup> もちろん、生物学的な連続性の有無に親と子が何らかの意味を見出したり、社会的な意味が付与されたりすることはあるので、われわれが生物学的な連続性をいかなる意味のもとに受け取っているかを現象学的に分析する必要は少なからずある。

<sup>16</sup> 「たとえば、alcohol abuse は「アルコール乱用」、drug abuse は「薬物乱用」と訳される。したがって child abuse も同様に、「子ども乱用」と訳されるべきであったかもしれない」(西澤哲『子ども虐待』、講談社、2010年、32頁)。

子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み（小手川正二郎）、  
 (『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33)

親による子どもの私物化・濫用が係わる問題は、多岐にわたるが、私物化・濫用の対象やその性格（親が子どもに求める内容）に応じて以下のように分類できる。

【子どもの濫用に関する諸問題】

対象	子どもに求められること	例
(1) 生まれてくる子ども	(a) 「健康で正常な」子ども	新型出生前診断
	(b) 「優れた」子ども（容姿・資質）	デザイナーベイビー
(2) 生まれてきた子ども	(c) 所有物・支配物	身体的虐待、性的虐待、 ネグレクト、心理的虐待
	(d) 親が望む生き方・人生選択	習い事、受験、結婚、出 産

(上記の表 a) 新型出生前診断による胎児の障害の検査と障害発覚後の中絶という問題

「妊婦の血液から胎児の病気の有無をたやすく調べられる「新型出生前診断」(NIPT)で、3年前の導入以来、検査で異常が確定して妊娠を続けるかどうか選択できた人のうち96.5%にあたる334人が中絶を選んでいたことが分かった」(2016年4月25日毎日新聞)。

新型出生前診断の陽性反応によってカップルが中絶を選ぶ際、多くの場合カップルが子どもをつくろうと計画してつくったにもかかわらず<sup>17</sup>、障害というただ一つの基準でもって、子どもを自分たちの家族には受け入れることを拒む。Aschによれば<sup>18</sup>、こうした拒絶の前提になっているのは、家族の一員として迎えらるためには胎児に「健康証明書」が必要だという考えであり、さらに言えば、家族を入会のために入会資格を満たす必要のある会員制の「クラブ」のようにみなす家族観である。こうした家族観に対しては、以下の二点を指摘することができる。(1) この家族観は、出生後に病気や事故等によって障害をおう可能性にあまりに無防備であるだけでなく、そもそも家族の成員に過大な要求をしている可能性がある。(2) こうした家族観に違和感を覚えるとしたら、「どんな子どもでも愛情をもって受け入れるべき・産むべき」という考えにすぐさま移行するのではなく、「クラブ」という概念

<sup>17</sup> 新型出生前診断は、35歳以上の妊婦を対象としており、計画的に妊娠した妊婦が多いと推測されるため、ここでは計画的な妊娠に限って考える。

<sup>18</sup> Adrienne Asch, Why I Haven't Changed My Mind about Prenatal Diagnosis: Reflections and Refinements, in: Erik Parens & Adrienne Asch (edd.), *Prenatal Testing and Disability Rights*, Washington D. C.: Georgetown University Press, 2000.

子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み (小手川正二郎)、  
『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33)

がどういった点において「家族」にそぐわないのかを考える必要がある。

(前頁の表 c) 虐待<sup>19</sup>

自分の子どもに暴力をふるう親のなかには、「言っても聞かないなら、叩いてでも言うことを聞かせるのが親たちの務めだ。子どものために叩いているのだ」と主張する人がいる。ところが、「暴力をふるってでも子どもに教えるのが親たちの務め」だとするなら、自分の子どもであるかどうかは本来関係ない。にもかかわらず、ほとんどの親は自分の子ども以外に暴力をふるうことはない。「自分の子どもであるから体罰を行使している」(あるいは、体罰教師のように、「親に体罰の行使を許されている・委任されている」とみなして体罰を行使している)のなら、子どもの親である立場を濫用した「親権の濫用」であると言えよう。こうした点に鑑みて、先述の西澤は「子どもの存在や子どもとの関係を利用して、本来の親子関係における子どもの欲求や要求ではなく、親が自らの欲求や要求を満足させる行為」と虐待を定義している<sup>20</sup>。

こうした問題を前にして、われわれに突きつけられるのは、「自分の子ども」と言うときのこの「自分の」をどのように理解すべきか、そして生物学的ないし戸籍上の「親であること」とは必ずしも一致しない、子どもの真の「親となること」とはどのようなことかということだろう。以下、レヴィナスの親子論に立ち戻って、この点を考えてみたい。

### 3. 子をもつことと親になること

『全体性と無限』第四部では、以下のような一連の主張が展開される。

(1) 子どもは親の (a) 所有物でも、(b) 作品でも、(c) 可能性でもない<sup>21</sup>。

(2) 親は子どもを所有しているわけではなく、親自身が子どもである<sup>22</sup>。

<sup>19</sup> 西澤哲、前掲書、63-65頁。

<sup>20</sup> 西澤哲、前掲書、64-65頁。

<sup>21</sup> 「父子関係においては、父が自分の息子の所作のうちだけでなく、息子の実体と唯一性のうちにも自らを再び認めるのだが、そのような父子関係において成就される係わりの意味は、父による子の所有によって汲み尽くされることがない。わが子は異邦人である(『イザヤ書』49)が、この異邦人はたんに私の所有物であるのではない。なぜなら、わが子は私であるからだ。わが子は自己〔私の身体〕とは異なる私なのだ。それはたんに私の作品や創造物ではない。たとえピュグマリオンのように作品に命が与えられるのを見たとしても」(TI 299)。

<sup>22</sup> 「父はたんに息子の原因であるわけではない。自分の息子であるということは、自分の息子のうちで「私」であるということ、つまり息子のうちで実体的な仕方存在しながら同一的な仕方自らを維持することがないということである」(TI 311)。

子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み（小手川正二郎）、  
（『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33）

(3) 子どもが唯一的であるのは、親の愛ゆえである<sup>23</sup>。

それだけを取り出すと奇異にも聞こえるこれらの主張を、それぞれ (1) 「自分の子ども」の「自分の」の意味、(2) 親自身のあり方の変様可能性、(3) 子どもとの「人格的關係」に係わる主張と解して考察する。

### (1) 「子どもは親の所有物でも、作品でも、可能性でもない」: 「自分の」の意味

#### (a) 子どもは親の「所有物」ではない

「親が自分の子どもをもつ」と言われる場合、この「もつ」という言葉はややもすると「所有する」という意味で解されやすい。しかしながら、親は子どもを自分の身体の一部や自分の所有物のように所有しているわけではない。例えば、所有物を処分することは基本的に所有者の自由に委ねられているのに対して、親は当然ながら自分の子どもを自由に処分することはできない。一見すると自明に見える、子どもと所有物とのこの相違も、胎児との関係を考えるとそれほど明確ではない。胎児の中絶は（妊娠 22 週未満までは）カップルの意志決定に委ねられているからだ。オーキンによれば<sup>24</sup>、所有の権原を労働に求めるリバタリアニズムに従えば、妊娠・出産という労働の（主たる）担い手である母親が自分の子どもの所有者であり、その子どもをどのように扱ってもよいということになる。オーキンは、このような見方に抗して、「人格が生み出したものは、当の人格が権原をもつ」という見方から身を引き、子どもの所有者たる母親もまた自分自身の母親によって産み出され、親のケアを受けて養育されてきたという事実を無視してはならないと主張する。レヴィナスもまたリバタリアニズムの結論を拒否するが、それは誰もが親のケアを受けて育ったという点に訴えることによってではなく<sup>25</sup>、妊娠・出産を「労働」とは区別し、子どもを親の「所有物」とは区別することによって——「子を所有すること」はいわばカテゴリーミステイクであることを指摘することによって——であろう。その際に彼が論拠にしているのは、「親が子ども

<sup>23</sup> 「繁殖性についてのわれわれの分析全体は、矛盾する二つの運動を保つこの弁証法的な連関を打ち立てようとするものだった。息子は父の唯一性を引き継ぐ一方で父の外部にとどまる、つまり息子は唯一の息子であるのだ。数的に唯一であるというわけではない。父の息子一人一人が、唯一の息子であり、選ばれた息子である。息子に対する父の愛が、他者の唯一性そのものとの唯一可能な関係を成就するのであり、この意味で、どんな愛も父性的な愛に近いはずだ。しかし父による息子へのこの関係は、すでに出来上がった息子の自我に、僥倖のように付け加わるものではない」（TI 311-312）。

<sup>24</sup> 品川哲彦、前掲書、220-221 頁。

<sup>25</sup> こうした点にケアの倫理とレヴィナスの現象学的倫理学との分岐点を見て取る可能性について、川崎唯史氏の口頭発表「レヴィナスとケアの倫理の接点を探る：寄与に向けて」（レヴィナス研究会特別大会、岡山大学、2016 年 8 月 6 日）から多大な示唆を得た。



子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み (小手川正二郎)、  
『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33)

でもある<sup>26</sup>」、つまり所有者が所有物から切り離されうる (所有物を失っても所有者自身のアイデンティティが根本的に変化することがない) のに対して、親は子どもからある意味で切り離されないということだ。このような理解は、子どもをなくした親や胎児を中絶したカップルが、失われた子を「自分の子ども」だとみなしていればいるほど、自分の一部を失ってしまったかのように感じるということを説明してくれるように思われる。こうした主張は、現実社会において、子どもを利用している・私物化している親がいるという事実によって反証されるわけではない。レヴィナスが言わんとしているのは、親と子の関係が所有者と所有物の関係によって汲みつくされてしまうなら、親子関係と所有関係を区別する意味がなくなり、親子関係に固有なあり方が見失われてしまうということであろう<sup>27</sup>。

(b) 子どもは親の「作品」ではない

作者と作品の関係は、①作者が原因となり作品がその結果であるという因果関係、②作り手と作られるものという能動と受動の関係、③作品の評価が作者への評価と直結するという関係からなる。確かに、子どももまた、①親の養育や教育の結果成長するものであり、②親の考え方や価値観等を受容し、③子どもの成果はしばしば親の評価にも繋がるといった点で作者と作品の関係と似た関係にある。しかし、①親から子への影響は単純な因果関係ではありえず——親の意図や計画が子どもにおいて必ずしも実現するとは限らない——、②親子関係は確かに「非対称的」であるとは言えるが、同時に相互的でもある——子からの親への反応や働きかけが少なからず親に影響を与える——、③子どもの成果は、根本的には親から独立したものと考えられるという点で、作者と作品の関係とも区別されうる。

(c) 子どもは親の「可能性」ではない

しばしば親は、自分の子どもに自らの可能性を投影して、子どもを自らのあり方の延長や果たしえなかった自分の可能性を達成してくれる者とみなすことがある (例えば、自分と同じように育ててほしいという願望のもと、自分と同じ職を目指させる親や、逆に自分には育ててほしくないという願望のもと、自分は大学に行けなかったがために子どもに大学に行くよう強いる親など)。ここでは子どもは、親の可能性として、つまり親のあり方に

<sup>26</sup> 脚注 19 の引用の太字部分参照。

<sup>27</sup> こうした主張は、子どもと (しばしば所有物と子どもとの中間に位置づけられる) ペットとの相違を細かく分析したり、子どもをもつことが親の所有のあり方を変容する可能性 (相続) を孕んでいる点などと併せて考察されたりするなら、より掘り下げられよう。

子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み (小手川正二郎)、  
『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33)

含まれていたり、親のあり方を拡張していけば達成されたりするものとして理解されている。「子どもは親の可能性ではない」という際にレヴィナスが強調するのは、次の二点である。①子どもの誕生・養育には、パートナーの存在が必要不可欠であり<sup>28</sup>、それはどちらかの親ひとりの可能性ではない（「自分の子ども」は、より正確には、「自分たちのこども」である）。②子どもの可能性は、親の可能性とは混同されえず、「自分の子どもとして育てる」ことは、「自分の可能性として育てる」ことと一致しない。

## (2) 「親自身が子どもである」：親自身のあり方の変様可能性

先述した会員制のクラブのような家族観や親による子どもの私物化・濫用——5頁の表の(c)・(d)——において問題となっているのは、親が自らの価値観にのみ基づいて家族のメンバーを決め、子どもの養育が親の自己肯定の手段と化したり、子どもを自分に従属させることによって親が充足感を得るだけになってしまったりすることであろう。そのような親のもとでは、子どもが親の所有物や作品として扱われたり、親自身の価値観・生き方を一方的に投影され、親のために生きることを強いられたりする。「親自身が子どもである」という際にレヴィナスが示唆しているのは、「自分の子どもをもつ」ことが、親の存在(のため)に子どもが付加されるのではなく、もっぱら「自分自身のため」に生きてきた親のあり方が逆転する（「子どものために存在する」）ことを含意するということだ。この逆転は、子どものために自分の一生を犠牲に捧げるということを必ずしも意味しない。むしろそれは、自分にとって価値あるものによって秩序づけられ、統御されてきた自分のこれまでのあり方や、自己の可能性の延長線上に自分の力の及ぶものとして捉えられてきた未来の捉え方を、子どもの統御しえないあり方や予測不可能な未来による変容へと開いていくことを意味する。オニールも述べているように<sup>29</sup>、自分がいかなる事柄に巻き込まれ、義務を遂行しうるかどうかについて明確な考えをもったうえで引き受けられる通常の義務とは異なり、親に課される様々な義務は、どのようなことにどれくらい巻き込まれることになるかについて全く不明確な考えしか持たず、自分たちや自分たちの生活がどのようなものになるかを予見することはできないまま引き受けなければならないのだ。

<sup>28</sup> 「ところで、可能的なものの方、企投の彼方にある子どもの未来が生じるためには、女性としての〈他人〉との出会いが必要である」(TI 299-300)。

<sup>29</sup> Onora O'Neill, *Begetting, Bearing, and Rearing*, in: Onora O'Neill & William Ruddick (edd.), *Having Children*, New York: Oxford University Press, 1979, p. 27.

子をもつことと親になること——「家族」についての現象学的倫理学の試み (小手川正二郎)、  
『倫理学論究』、vol. 4, no. 2, (2017), pp. 23-33)

### (3) 「子どもが唯一的であるのは、親の愛ゆえである」：子どもとの「人格的關係」

子どもとの関係は、自分の意志を表明しうる（とみなされた）成人との関係とは根本的に異なる。子どもはまだ自らのニーズや意志を明確に示すことができないため、親がそれを読み取ったり、過剰な欲求（ずっとお菓子を食べ続けたい）や危険な欲求を抑えるよう導いたりすることが必要である。それゆえ子どもとの関係は人格的關係に先行する段階にあるといえるが、レヴィナスは一方でそれを、ある種の人格的關係とみなしている<sup>30</sup>。というのも、親が子どもに自らの欲求を投影するのではなく、親には断定しえない子ども自身の欲求や意志を自覚させていくことが子どもの唯一的な人格を形づくと云えるからだ。レヴィナスによれば、愛とは特定の属性（外見や資質）に対して向けられるものではなく、自分が何に惹きつけられているのかがわからないままそれを探し求める情動である<sup>31</sup>。子どもがいかなる属性をもっているかとは関係なく、自分のもとに生まれてきた「自分の子ども」であるがゆえに、まだ明確に形づくられてはいない子どもの人格を愛することによって子どもとの人格的な関係が形づくられていく。このようにレヴィナスは考えていると思われる<sup>32</sup>。

---

<sup>30</sup> 「繁殖性は、何らかの可能性として「私」に与えられるのではないにもかかわらず、なお人格的な関係である」(TI 49-50)。

<sup>31</sup> 拙著『甦るレヴィナス』、前掲書、第9章参照。

<sup>32</sup> こうした洞察は、ホネットによって承認の第一段階に位置づけられる「愛」の記述と比較されうる。(アクセル・ホネット『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法』、山本啓・直江清隆訳、法政大学出版社、2003年、128頁参照)。